日本國憲法第二十六條に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年四月十六日

衆

議

院

議

長

鸺

原

喜

重

郎

殿

提出者 生 田 和 平

日本國憲法第二十六條に関する質問主意書

日本國憲法第二十六條には 「すべて國民は、 法律の定めるところにより、 その能力に應じて、ひとしく

教育を受ける権利を有する。すべて國民は、 法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育

を受けさせる義務を負ふ。 義務教育は、これを無償とする。」とあるが、その末文の義務教育は、 無償と

する点につき質問する。

義務教育は無償とするとあるのは、 その原則を定めたものであると思う。從つて学校の施設、 教職員の

配属並 びに教材の 付與等は当然であつて、 子女は学校に登校すれば自ら教育を受けられるものでなくては

ならぬ筈である。 これらの費用は國 全体の負担であつて、 個々の父兄又は保護者の支弁すべきものでない

ことは理の当然であらねばならぬ。 しかるに現行制度は國、 地方、 父兄又は保護者が各、 負担しているの

は憲法の精神に反するものではないか、いかが。

右質問する。